

環境活動報告のガイドライン

リサーチの背景

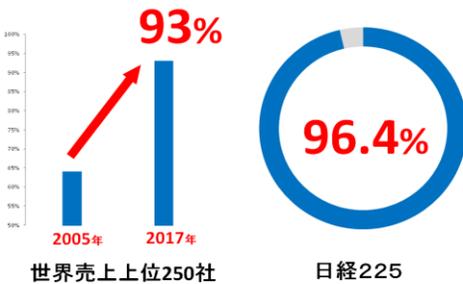
作成者: T.I.

レポートに関する
お問い合わせ:
03-5542-5300
info@sfinter.com

近年、ESG投資が拡大し、投資先企業の持続可能性が評価基準となっています。結果、非財務情報への関心度が増し、その情報開示を求める声が強まっています。その中で企業の取り組みを周知するツールであるサステナビリティ報告書が重要な要素となっています。

主要企業に増加する環境報告

格付けされる企業の環境活動



現在、世界的にも売上の上位に位置する企業、また日経225等主要な企業の9割がサステナビリティ報告書を発行している、という統計があります。また、欧州では非財務情報の公開を義務付ける動きが始まっているほか、日本国内でも既に特定事業者に環境報告書の発行を義務付ける環境配慮促進法も施行されています。さらに、海外はもちろん、国内においても非財務情報や環境活動に対する取り組みを格付けするサービスが台頭してきています。低い格付けを受けることで投資家にマイナスな判断をされてしまうリスクが発生している、と言えるかもしれません。

(参考: 『KPMGによるCSR報告調査2017』KPMG,2017、
『日本におけるサステナビリティ報告2018』KPMG,2018)

主なガイドライン・団体

環境報告のガイドライン



現在行っている環境活動が本当に効果のあるものなのか判断がつかない企業も多くあると思います。もちろん、どのような目標を持ち、どのように活動しているかが重要であり、報告書の作成公表は周知のための手段です。しかし、報告書を作成するプロセスで、今までの気付かなかった活動の方法や、新しい視点を得ることが出来るかもしれません。つまり、SDGsの設定する目標と関連付くような、効果的な環境活動に取り組むためにも、既に存在する報告書作成のガイドラインを参照し、活用することは有効な手段と言えるのではないでしょうか。

まとめ

環境報告書のガイドラインは、報告書のみならず環境活動のヒントとして間口広く活用を呼び掛けるものから、既存のガイドライン・スタンダードを意識しながら、より有用性を高めようと試みているものまで様々です。刻一刻と様相を変える社会情勢や地球環境に合わせ、発行元団体もベストな方策を考え続け、現在発表されているガイドライン・枠組みも変化し続けることは想像に難しくありません。情報が過多であり、真偽も判断が難しい現在、最新の変化を把握することも含め、各種ガイドラインを意識することで間違いのない環境活動の指針を持つことができるのではないでしょうか。

主な環境報告ガイドライン

名称	ISO 26000	GRI スタンダード	環境報告 ガイドライン	国際統合報告 フレームワーク	SASB
発行元	International Organization for Standardization	Global Reporting Initiative	環境省	International Integrated Reporting Council	Sustainability Accounting Standards Board
本部 所在地	スイス	オランダ	日本	イギリス	アメリカ
日本語版	○	○	○	○	英語版
対象組織	全ての組織	全ての組織	日本の組織	全ての企業	全ての企業 (現在11産業77業種)
報告先 想定対象	マルチステークスホルダー 向け	マルチステークスホルダー 向け	マルチステークスホルダー 向け	投資家向け	投資家向け
特徴	どの組織においても適用される、社会的責任を果たすためのガイドライン・指標。まず基本として確認したいところ。	全世界で現在広く活用されている規準。各項目ごとシートにまとまっており、何をすべきかが明確になっている。日本語版もダウンロードできる。	日本国内における環境報告・環境コミュニケーション活動の指導的な役割。最新版は2018年版。環境コミュニケーション大賞受賞企業も参考になる。	投資家向け企業報告に非財務情報(人的、知的、社会・関係及び自然資本といった無形の資本の情報)の要素を盛り込んだフレームワーク。	業界ごとの重要課題(マテリアリティ)を特定した規準書。自身で重要課題(マテリアリティ)を設定している現状からすると革命的な試み。

その他、「TCFD」(気候関連情報に特化した開示フレームワーク)等

ISO26000

【全ての組織を対象としたガイダンス規格】

ISO国際規格のひとつとして2010年に正式発行された。すべての組織を対象に、第三者認証規格ではなく、ガイダンス規格として発行。組織が社会的責任を果たす上でステークスホルダーとの関係を重要視し、ステークスホルダーの特定、ステークスホルダーとのエンゲージメントを通じ自社が取り組むべき課題を特定し、活動につなげる。

【中核主題と原則】

それぞれの組織がそれぞれに見合った社会的責任を果たすために、考えるヒントを提示している。その課題として下記の7項目が設定されており、それぞれの中核主題がさらに細かく分岐して36個の課題が設定されている。

1	組織統治
2	人権
3	労働慣行
4	環境
5	公正な事業慣行
6	消費者課題
7	コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

7つの中核主題をはじめとした社会的責任は下記の7つの原則をもって実践される、とされている。

原則1	説明責任
原則2	透明性
原則3	倫理的な行動
原則4	ステークスホルダーの利害の尊重
原則5	法の支配の尊重
原則6	国際行動規範の尊重
原則7	人権の尊重

GRIスタンダード

【サステナビリティレポートの国際的規準】

オランダに本部を置くNGO団体であるGRIが作成。当初はサステナビリティレポート作成のガイドラインとしてスタートしたが、現在はスタンダード・確立された規準として位置づけられている。持続可能な発展という目標に対して、組織が与えるプラス、マイナスの寄与についてバランス良く合理的に表していることが望ましい、とされている。

【レポート作成規準の構成と報告原則】

GRIスタンダードは共通スタンダード（100シリーズ）と項目別のスタンダード（200、300、400シリーズ）から構成されている。

○共通スタンダード：「GRI101：基礎」「GRI102：一般開示事項」「GRI103：マネジメント手法」

GRI200シリーズ (GRI201~GRI206)	経済パフォーマンス、地域経済での存在感、間接的な経済的インパクト、調達慣行、腐敗防止、反競争的行為
GRI300シリーズ (GRI301~GRI308)	原材料、エネルギー、水と廃水、生物多様性、大気への排出、排水及び廃棄物、環境コンプライアンス、サプライヤーの環境アセスメント
GRI400シリーズ (GRI401~GRI419)	雇用、労使関係、労働安全衛生、研修と教育、ダイバーシティと機会均等、非差別、結社の自由と団体交渉、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民族の権利、人権アセスメント、地域コミュニティ、サプライヤーの社会面のアセスメント、公共政策、顧客の安全衛生、マーケティングとラベリング、顧客プライバシー、社会経済面のコンプライアンス

※（）内の項目番号及び項目詳細は2019年9月現在のもの

GRIスタンダードに準拠した報告は下記「報告内容に関する原則」と「報告品質に関する原則」に則りなされるものとしている。

○報告内容に関する原則

原則1	正確性
原則2	バランス
原則3	明瞭性
原則4	比較可能性
原則5	信頼性
原則6	適時性

環境報告ガイドライン

【環境省作成の環境報告書ガイドライン】

環境省が発行元のサステナビリティレポート作成のガイドライン。名称の如何、媒体を問わず環境報告が実施されている報告書を対象に策定されたガイドラインであり、経営責任者に「環境配慮経営」を促す。「環境配慮経営」とは事業活動に伴って発生する環境への影響や経済・社会的影響を削減管理するために事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取り組みのことを指す。

【報告書記載事項報告と原則】

下記の10項目が環境報告の記載事項とされる。

1	経営責任者のコミットメント
2	ガバナンス
3	ステークホルダーエンゲージメントの状況
4	リスクマネジメント
5	ビジネスモデル
6	バリューチェーンマネジメント
7	長期ビジョン
8	戦略
9	重要な環境課題の特定方法
10	事業者の重要な環境課題

環境報告書は以下の6つの原則にのっとり作成されるものとしている。

原則1	目的適合性
原則2	表現の忠実性
原則3	比較可能性
原則4	理解容易性
原則5	検証可能性
原則6	適時性

国際統合報告フレームワーク

【国際的に合意された枠組み・中長期視点での企業報告】

長期的視点の投資家等に向けた、人的、知的、社会・関係及び自然資本といった無形の資本、非財務的な要素を、財務的な要素とともに企業の価値として報告する目的で、国際統合報告評議会（IIRC）により2013年により公表されたフレームワーク。「パート1」と「パート2」に分かれ、「パート1」ではフレームワークの概略・基礎概念、「パート2」では統合報告における原則や内容要素が指し示されている。

【内容要素と指導原則】

統合報告書は8つの内容要素を含み、各内容要素は本来的に相互に関連しており、相互排他的なものではない、とされている。

1	組織概要と外部環境：組織が何を行うか、組織はどのような環境において事業を営むのか。
2	ガバナンス：組織のガバナンス構造は、どのように組織の短、中、長期の価値創造能力を支えるのか。
3	ビジネスモデル：組織のビジネスモデルは何か。
4	リスクと機会：組織の短、中、長期の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会は何か、また、組織はそれらに対しどのような取組を行っているか。
5	戦略と資源配分：組織はどこを目指すのか、また、どのようにそこに辿り着くのか。
6	実績：組織は当該期間における戦略目標をどの程度達成したか、また、資本への影響に関するアウトカムは何か。
7	見通し：組織がその戦略を遂行するに当たり、どのような課題及び不確実性に直面する可能性が高いか、そして、結果として生ずるビジネスモデル及び将来の実績への潜在的な影響はどのようなものか。
8	作成と表示の基礎：組織はどのように統合報告書に含む事象を決定するか、また、それらの事象はどのように定量化又は評価されるか。

また、統合報告書作成の基礎として、下記の7つの指導原則が定められている。

原則1	戦略的焦点と将来志向
原則2	情報の結合性
原則3	ステークホルダーとの関係性
原則4	重要性（価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報）
原則5	簡潔性
原則6	信頼性と完全性
原則7	首尾一貫性と比較可能性

SASB

【マテリアリティを特定したスタンダード】

米国のサステナブル会計基準審議会（SASB）により発行。ESG格付け等レーティング基準の詳細が非公開であることが多い現状より、比較可能・有用な情報の公開を促すよう質を向上させ、中長期の視点を持つ投資家の意思決定に貢献することを目的としたESG要素・非財務情報の開示スタンダード（サスティナビリティ・アカウンティング・スタンダード）を設定。

ステークホルダーとの関係の中で自らが独自に重要課題（マテリアリティ）を特定する方法をとる現状から、業界・業種ごとにあらかじめマテリアリティを特定させ、環境・社会等非財務情報の開示項目と開示手法等を標準化した枠組みを公表。2018年11月現在、11産業77業種のスタンダードが公表されている。

参照・引用資料

- ・日本におけるサステナビリティ報告2018 KPMG
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2019/04/sustainability-report-survey-2018.html>
- ・KPMGによるCSR報告調査2017
<https://home.kpmg/content/dam/kpmg/jp/pdf/jp-csr-report-survey2017.pdf>
- ・ISO/SR国内委員会Web Site
<http://iso26000.jsa.or.jp/contents/>
- ・ISO26000 やさしい社会的責任
http://iso26000.jsa.or.jp/inc/top/iso26000_tool/2.kaisetsur.pdf
- ・GRIスタンダード HP
<https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-translations/gri-standards-japanese-translations-download-center/>
- ・環境省 環境報告書ガイドライン
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html>
- ・国際統合報告フレームワーク日本語版
http://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf
- ・SASB HP
<https://www.sasb.org/>
- ・SASBに聞いてみた！ - SASBを知るための10の質問 - KPMG
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2018/06/integrated-reporting-20180606.html>
- ・米サステナブル会計基準審議会（SASB）、11産業77業種の環境・社会の非財務情報開示基準を正式に公表。SEC財務報告書への開示、TCFDの気候リスク情報開示等に期待（RIEF）
<http://rief-jp.org/ct4/84386>

本レポートに掲載された内容は作成日における情報に基づくものであり、予告なしに変更される場合があります。
本レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明・保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負わないものとします。
株式会社サティスファクトリーは、本レポートの配信に関して閲覧した方が本レポートを利用したこと又は本レポートに依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても責任を負いません。
また、本件に関する知的所有権は株式会社サティスファクトリーに帰属し、許可なく複製、転写、引用等を行うことを禁じます。